

虐待防止に関する指針

社会福祉法人 麦の芽福祉会

1. 基本的な考え方

社会福祉法人麦の芽福祉会(以下法人とする)では、なかまの権利宣言、障害者虐待防止法、児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法の理念に基づき、なかま、子ども、利用者(以下利用者とする)の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、全ての人の人権の擁護、虐待の防止の目的のため、本指針を定めます。

2. 虐待の定義

虐待とは職員等からの利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

- (1) 身体的虐待 利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、また正当な理由なく利用者を拘束すること。(殴る、蹴る、平手打ちをする。ぶつかって転ばせる。自分の体で押さえつけ行動を制限する等)
- (2) 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。(人前で排泄させたり、おむつ交換するをしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない等)
- (3) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒否的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(怒鳴る、罵る、無視する、侮辱的な言動をとる等)
- (4) ネグレクト 利用者の世話や介助をしない等、行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(失禁しても衣服を取り換えない等)
- (5) 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産状の利益を得ること
- (6) その他 施設長、管理者、所長(以下管理者とする)が虐待と認める行為や言動

3. 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者を定めるなど必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止委員会

- ① 委員会の委員長は、委員の互選とします。
- ② 委員会の委員は、理事及び常任委員とします。
- ③ 委員会は年1回以上定期的に開催します。また、必要に応じて専門的な知見のある第三者なども加える場合もあります。
- ④ 委員会の審議事項等は下記のとおりです。
 - ・虐待防止のための研修計画の策定に関すること
 - ・支援等に関する悩みを相談できる体制整備に関わること
 - ・虐待防止のチェックとモニタリングに関すること
 - ・虐待発見時の対応に関すること

・虐待発生後の検証と再発防止の検討に関すること

⑤ 委員会での検討結果は職員に周知徹底します。

(2) 虐待防止に関する責務等

① 虐待防止に関する総括は、管理者が行い、責任者は、委員とします。

② 虐待防止に関する責任者は、本指針及び虐待防止委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するためにの職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進します。

4. 虐待の早期発見等への対応

(1) 虐待の早期発見等 虐待事案は、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者への報告が重要である。平素から職員間、利用者・保護者との保育者とのコミュニケーションの確保を図り、早期発見に努めることにします。

(2) 虐待発見時の早期対応 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分配慮すること、また被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を十分果たすことなど速やかに組織的な対応を図ること。さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとします。

5. 職員等が留意すべき事項

(1) 意識の重要性

・障がいの程度に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること

・職員等は支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること

・虐待に関する受け止め方には、利用者や保護者・家族による個人差等があることを絶えず認識すること

(2) 基本的な心構え 基本的な心構えは下記のとおりです。

・利用者が苦痛を感じていても、障がいなどからそれを訴えたり、拒否することができない場合があることを認識する

・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について職員同士で注意を促すこと

・虐待や虐待の疑いを受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること

・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること

(附則)

この指針は、2022年4月1日から施行する